

写真掲載・放映について

【依頼書の提出について】

- 館蔵写真の掲載・放映については、当館所定の依頼書に必要事項をご記入の上、当館まで郵送でご提出ください。また、掲載・放映予定の出版物、番組の企画書を添付して下さい。
(依頼書を HP からダウンロードして印刷する場合は、**A3 サイズ**に印刷して下さい。)
- 作品所蔵者が別にある館蔵写真については、依頼書に所蔵者の承諾書を添付して下さい。

【依頼書の記入について】

- 必要事項の記入漏れ、又は記入項目が不明確な場合、申請をやり直して頂く場合があります。
- 許可申請には必要書類が全て揃ってから 2 週間程度かかります。
- 発行済の図録等にて希望カットの指定がある場合、該当ページのコピーを同封してください。

【許可と資料の送付について】

- 貸出する写真資料は、書類審査後、許可書と請求書と共に送付いたします。
- 貸出しました写真資料は、使用后すぐに簡易書留・レターパック・宅配便など、配達記録が残る方法でご返却ください。貸出期間を過ぎても返却がない場合や、滅失・破損が認められる場合は、実費で弁済いただきます。

【注意事項】

- 写真資料は原則として、当館保有のデュープまたは、当館が提供するデジタルデータをご利用ください。掲載者所有の原板・データ等を利用される場合でも掲載料・放映料は同額です。
- 写真原版がない館蔵作品で、新規に撮影を希望される場合は、原則当館学芸員立会いのもと館内で撮影を行い、原板・データは使用后全て当館に納品ください。
- 当館保有のデュープまたは、デジタルデータを使用する際は、館蔵品、寄託品に関わらず、所定の掲載料・放映料がかかります。また、寄託品の場合は、所蔵者の文書による許可が必要となります。あらかじめご了承ください。
- 掲載・放映料の請求書の送付先が依頼者と異なる場合は、その旨お書き添えください。
- 掲載出版物の再版・放映映像の再放送の際は、再度手続きが必要です。その際は、前回の許可NOを明記の上、依頼書を提出して下さい。

平成 年 月 日

佐野美術館 写真掲載・放映規定

写真掲載・放映依頼書

公益財団法人 佐野美術館 殿

住所 〒

氏名 (法人名)

(役職・代表者名)

印

(担当者)

電話・FAX

E-MAIL

規定に従い下記の通り、貴館所蔵の写真掲載・放映をご許可下さいますようお願い申し上げます。

1. 使用目的

2. 作品名・希望カット・合計カット数 (書ききれない場合は別紙リスト添付可)

作品名	希望カット	カット数

3. 掲載・放映する出版物・番組等の詳細

名称 :
出版社・放送局名 :
執筆・監修者名 :
発行部数 :
予定単価 :
発行・放映予定日 :
展覧会名・会期 :
その他 :

4. 写真資料入手方法

- a. 佐野美術館より借用
- b. 新規撮影 (年 月 日 時から佐野美術館内で撮影)

1. 依頼書の目的以外に使用しない。
2. 原板は原則として貸出しない。当館所有のデュープもしくはデジタルデータを使用のこと。
3. 掲載料・放映料 1カットにつき 20,000 円
4. 新規撮影料 1カットにつき 10,000 円
5. デュープを新たに作成する場合は、その作成料および送料の実費を支払うこと。
6. 新規撮影の場合は原板・データ全てを当館に寄贈する。
7. 掲載・放映にあたっては「佐野美術館蔵」を明記する。
8. 掲載出版物・放映映像記録を二部寄贈する。
9. 貸出した写真資料はその目的終了後直ちに返却し、データは破棄する。
10. 掲載出版物の再版、放映映像の再放送の際は再度手続きが必要である。その際は、前回の許可書NO を明記の上、依頼書を提出すること。
11. 営利行為に伴う物品に使用する等上記事項に該当しない場合の負担金額は別に定める。

(以下は当館で記入)

上記条件により掲載・放映を 許可します ・ 許可しません。

つきましては、掲載料・放映料・撮影手数料・デュープ作成料および送料

円を別紙請求書の通りご送金下さいますようお願い申し上げます。

平成 年 月 日

公益財団法人 佐野美術館
〒411-0838 静岡県三島市中田町 1-43
TEL 055-975-7278 FAX 055-973-1790

館長	事務局長	グループ長	担当

許可 No. _____